広　報　資　料
平成１９年９月１９日
生活環境課
少　年　課

「匿名通報ダイヤル」の実施について

1　趣旨

子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業（通称「匿名通報ダイヤル」）は、少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事件情報の通報を、電話により受け、これを警察に提供して、捜査等に役立てようとするもの。これにより、これまで自己の身元の特定や刑事手続への協力を敬遠して通報を躊躇していたような人から、有益な情報を得ることができるようになることを期待。

2　対象犯罪

被害者本人からの申告が期待しにくく、潜在化しやすい少年の福祉を害する犯罪と人身取引事犯を対象犯罪とし、これら事件の解決等に貢献したと認められる情報の通報者に対し、最高10万円の情報料を支払う（対象犯罪以外の犯罪に関する通報についても、参考情報として受け付けるが、情報料は支払わない。）。

(1)　少年の福祉を害する犯罪

少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪。

（例）ア　児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童買春等）
　　イ　労働基準法違反（年少者の危険業務、深夜業等）
　　ウ　覚せい剤取締法違反（少年への譲渡し等）
　　エ　刑法の強制わいせつ罪等

(2)　人身取引事犯

女性を、①搾取の目的で、②暴力、脅迫、欺もう等又は被害者を支配下に置く人間への金銭等の授受等の手段により、③獲得、引渡し、収受する等の犯罪、及び児童を、①搾取の目的で、③獲得、引渡し、収受する等の犯罪。

（例）ア　刑法の人身売買罪等
　　イ　出入国管理及び難民認定法違反（不法就労活動をさせる行為等）
　　ウ　売春防止法違反（買収の周旋、場所の提供等）

3　本事業の流れ（別添参照）

4　情報料の支払

事件の解決等への貢献の程度等に応じて、最高10万円の情報料を支払う。ただし、当該事件の被疑者や被害者、警察職員又は受託団体の役職員等に対しては情報料は支払わない。

また、情報料の金額については、生活環境課長が、少年課長その他の関係者と必要な協議を行った上、あらかじめ定める基準に従い決定する。

5　受託団体

特定非営利法人日本ガーディアン・エンジェルス（一般競争入札により決定）

6　今後の予定

(1)　実施

10月１日（月）から実施する予定。（来年度も継続して実施すべく予算要求中）

(2)　都道府県警察に対する指示

本事業における都道府県警察の対応要領等を記載した通達を、近日中に発出予定。

(3)　広報

女性タレントを配したポスターを全国的に掲示するほか、専用のウェブサイトを開設することにより、広報啓発活動を行う予定。